

## 一言・ふたこと

法学部学生の演習（私の場合は、「予備ゼミ」という非制度的なものだが）に携わって感心することは、学生が実によく文献を調べてくることだ。ただ、学生が熱心になればなるほど、こちらは学生のための図書貸出係のような役目をしなければならず、悲鳴をあげることになる。というのは、附属図書館にある法律関係の雑誌の種類は限られているようであるし、また、法学部図書室の単行本・雑誌を閲覧するには、必ず附属図書館を通して貸出しの申込みをし、かつ、その日のうちに附属図書館に一度返却し、「保留」扱いにして翌日また借り受けなければならない（これは紛失の危険を考えれば、やむをえない措置であろうが）。さらに、法学部の目ぼしい図書の多くは教官その他に貸出中になっている。そこで、やむなく私のところへやってくる。私物があればそれを貸してやるが、なけれ

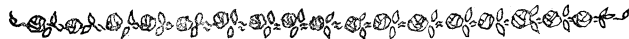
ば、私自身が法学部から借り出しているものを「また貸し」（こ

法学図書の充実を！  
講義・演習の体験から

れは規程では許されないのだが）せざるをえなくなる。また、雑誌についての最後の手段は、

法学部資料室に備え付けてある「禁帯出」のものを「一日借り」ということで私が借り出してきて学生に見せてやるという苦しい方法をとることになる。意気込んでいる学生のせっかくの勉学意欲をそぎたくないからだ。講義においても、おりにふれその時々講義内容に関して「××教授の〇〇論文はぜひ一度読みなさい」などと言っすすめるのであるが、たとえその論文の載っている雑誌が1冊または2冊附属図書館に備えてあっても、多くの学生にとっては、よほど幸運でないとそれにお目にかかれないわけである。このような現状の改善策をあれこれと考えるにつけ、大学教育における「図書館」の重要性を文部当局がもっと真剣に考えてくれるようにと望むものである。

（法学部助教授 奥田昌道）



法学部自治会が行なった附属図書館についてのアンケート結果を見て感じたこと、職員との懇談会で知ったこと、あるいはこれまで考えていたことについて書いてみたい。

今までこうした試みがなされていなかったので少し驚いたが、結果をみると、やはり図書館に対する強い不満が表明されている。例えば座席数は1,000人以上の座席要求が80%もあり、特に夏をひかえて利用度が高くなるにもかかわらず少ないままである。また、講読室等の要求は80.7%もあり、閲覧時間の延長についても58%の要求がある。職員との話合いの中で現在の労働強化、人べらし政策についても少しわかったので、職員の犠牲において行なうのではなく、夜間専従者を置くとか、前進的な形での実現を願いたい。

個人的に考えてきたこととして、もっと

図書館の充実と改善を！

利用手続など学生に利用させるための宣伝をしてほしい。館外貸

出しができることを知らない人もいるし、検索手続、他大学の保存雑誌、複写手続についてもわかりやすく表示してほしい。学部図書館について他学部の学生に貸出しを認めない場合が多い（法学部では法学部学生にさえ貸出さない）が、ぜひ、全学生に自由に貸し出させてほしい。また、開架室には良い本がたくさんあるが、貸出しができないのが欠点。貸出し用に複数そろえるべきだと思う。現在の図書館の改善のために、利用者である学生と図書館との間に、もっと幅広い、恒常的なパイプが必要であり、その要求に基づき、大学、文部省に対しても強く働きかけることが必要ではなからうか。特に文教予算の貧困は致命的でさへある。

（法学部一学生）